

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の評価枠組みに関する研究

研究分担者 相馬大祐 長野大学 准教授

研究要旨:

包括的な支援体制の整備においては、決まった形は存在せず地域の多様な主体を活かし、それぞれの状況に応じた体制を整備していくことが必要であることが指摘されている。そこで、本研究では「重層的支援体制整備事業」における「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」に着目し、その評価に当たっての枠組みの検討を目的とする。研究方法として、2025年度はB自治体へのインタビュー調査等を実施した。その結果について、2024年度に実施したA自治体の結果と比較分析を行った。

その結果、自治体において相談支援体制は異なるため、「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」が果たす機能によって、件数に相違の出ることが明らかになった。「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」が果たす機能としては、大きく①発見機能、②アセスメント機能に分類され、それぞれの機能を明らかにできる評価視点の必要性がうかがえた。具体的な評価視点としては、①プラン作成数だけでなく、プランを作成していない者も含めた実績数、②ケースの紹介先と終結後の主な支援機関、③終結の実績数を提案した。

A. 研究目的

2020年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備に向けて「重層的支援体制整備事業」が実施されることになった。包括的な支援体制の整備においては、決まった形は存在せず地域の多様な主体を活かし、それぞれの状況に応じた体制を整備していくことが必要であることが指摘されている。しかしながら、市町村によっては、包括的な支援体制の必要性や、体制整備に取り組む目標や成果に関する認識の共有が関係者間で十分に行われず、体制整備に向けた取り組みが進んでいない場合も少なくない。各市町村において、包括的な支援体制の整備が進むためには、各分野の支援機関等が連携して支援にあたることによる効果について見える化し、各市町村が自ら体制整備に向けた取組の評価及び改善に取り組めるようにすることが求められている。

そこで、本研究では「重層的支援体制整備事業」における「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」に着目し、その評価に当たっての枠組みの探求を目的とする。

B. 研究方法

B自治体の「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」の担当者へのインタビュー調査を実施した。そのほか、実績の報告資料も収集した。また2024年度に実施したA自治体への調査で得たデータも分析対象とした。

(倫理面への配慮)

本研究は、長野大学倫理審査委員会において、承認を得て実施した(申請番号2024-045)。研究に当たっては、研究実施は強制的ではないこと、いつでも研究中止ができること等を説明し、担当者の同意を得て実施した。

C. 研究結果

1. 実施体制

まず、実施体制を確認すると、A自治体は障害福祉サービスを実施している社会福祉法人に委託し、支援員数は1.5人という体制であった。次に、B自治体は社会福祉協議会に委託しており、地域福祉コーディネーター7人が実施するという体制を取っていた。

2. 取り組みの特徴

A自治体は、ひきこもりのアウトリーチ支援事業が別にあることから、ひきこもり状態の人は主な対象にせず、包括やケアマネが発見したケースや学校からの依頼に対応している。月1回、他の事業も含めてケースの共有を行っていた。

B自治体では、アウトリーチ支援員1人分の人件費を地域福祉コーディネーターに案分し、地域の協力者からの発見機能と位置づけ。発見した後は、困窮窓口が対応していた。

D. 考察

A自治体における「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」は、他機関や他事業での継続的支援を行うためのアセスメント等を目的に行っていると考えられた。

一方、B自治体はアウトリーチ支援員の人件費を地域福祉コーディネーターに案分しており、地域の協力者が「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」を発見することに目的が置かれていると考えられた。

永田は、重層的支援体制整備事業のねらいとして、「分野の重なっている部分(重層的な部分)における協働がこれまで以上に機能すれば、より支

援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための支援体制を整備しようとする」と述べている(永田2022)。この点を踏まえると、A自治体の「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」は、多様な事例のアセスメント等の役割を果たしていると考えられる。一方、B自治体の「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」は、多様な事例を発見する役割を果たしていると考えられる。

以上の結果を踏まえると、「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」には大きく2つの機能を有していることから、その評価のためには、プラン作成数だけでなく、プランを作成していない者も含めた実人数の把握や、入り口としての相談経路、また出口としての終結の主な支援機関、終結の実績を把握する必要性がうかがえた。

E. 結論

「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」には大きく2つの機能を有していることから、①プラン作成数だけでなく、プランを作成していない者も含めた実績数、②ケースの紹介先と終結後の主な支援機関、③終結の実績数が評価の枠組みとして必要であることがうかがえた。

文献

永田祐(2022)「重層的支援体制整備事業の体制整備について」令和4年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 基礎編 資料。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

日本地域福祉学会第 39 回大会(兵庫大会)「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の評価枠組みの探求」

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

